

重要ー以下のソフトウェア・プロダクト使用許諾契約書を注意してお読み下さい。

本ソフトウェア・プロダクト（以下「ソフトウェア・プロダクト」といいます。）は、お客様が「ソフトウェア・プロダクト使用許諾契約書」（以下「本契約」といいます。）にご同意頂いた場合にのみご使用頂けます。

本契約は、ソフトウェア・プロダクトに関して、お客様（お客様が代表して本契約を締結しようとする団体がある場合には当該団体をいい、そのような団体がない場合には個人の当事者としてのお客様をいいます。）と弊社の間で締結される法的に有効な契約であり、本契約は、お客様がソフトウェア・プロダクトをインストールする際に表示される同意ボタン(I Agree)を押すことにより、お客様にて同意されたものとみなされ成立します。この場合、(a) お客様は、それを行うことを許可した団体（例えば、雇用主）を代表して本契約に合意し、それにより当該団体が本契約により法的に拘束されることを承諾したことになり、また、お客様に許可するかかる団体が存在しない場合には、お客様が自身のために本契約を受諾し、それによりお客様が本契約により法的に拘束されることを承諾したことになり、かつ、(b) お客様は、かかる団体（存在する場合）を代表して、またはお客様自身のために行動し当該団体または自身を拘束する権利、権能および権限を有することを表明しかつ保証したものとみなされます。

ソフトウェア・プロダクト使用許諾契約書

お客様（以下「甲」という。）とルネサスエレクトロニクス株式会社（以下「乙」という。）とは、第1条に定義するソフトウェア・プロダクトに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 （定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「ソフトウェア・プロダクト」とは、別紙1に記載のプログラムをいう。ソフトウェア・プロダクトの構成物は、別紙2に規定される。
- (2) 「本出力ファイル」とは、ソフトウェア・プロダクトの構成物の一であるツールプログラムを用いて生成される出力ファイル（Cソースコード形式）を総称していう。本出力ファイルは、使用用途に応じて「評価用Cソース」と「実機用Cソース」に分類され、その詳細は別紙3記載のとおりとする。
- (3) 「本プログラム」とは、ソフトウェア・プロダクトの構成物のうち、ドキュメントを除くプログラムを総称していい、第2条において甲に許諾される権利の行使に基づき作成されたあらゆる形式のプログラムおよびそれらの複製物を含むものとする。
- (4) 「ドキュメント」とは、ソフトウェア・プロダクトの構成物のうちのドキュメントを総称していい、第2条において甲に許諾される権利の行使に基づき作成された複製物を含む。
- (5) 「乙の半導体製品」とは、別紙1第2項に記載の乙の製品をいう。
- (6) 「評価環境」とは、乙の半導体製品を用いた甲のコンピュータシステムまたは乙の半導体製品を利用した評価システム（評価ボード等）をいう。
- (7) 「甲の製品」とは、甲が自ら製造または第三者に製造させた甲のソフトウェアおよび乙の半導体製品を搭載した製品をいう。
- (8) 「甲の顧客」とは、甲の製品の納入先および甲の製品の利用者をいう。
- (9) 「甲の委託先」とは、甲の業務を委託する第三者をいう。
- (10) 「オープンソースソフトウェア」とは、ソフトウェアの利用条件として、第三者へソフトウェア（変更物等の派生ソフトウェアを含む。）の開示、頒布等特定の行為を行う者が、当該行為を行う際、ソフトウェアのソースコードを当該第三者に開示する等の義務を負うライセンス形式のソフトウェア（GPL (GNU general public license)を含むが、それに限らない。）をいう。なお、本号における「第三者」は、開示、頒布等を行う者から直接または間接的に開示、頒布等を受ける全ての者を指す。
- (11) 「MathWorks製ソフトウェア」とは、ソフトウェア・プロダクトを使用するために必要と

なる、甲がMathWorks, Inc. から利用許諾されているソフトウェアを総称していう。

- (12) 「C S +」とは、乙製統合開発環境 C S +をいう。
- (13) 「e² studio」とは、乙製統合開発環境 e² studioをいう。
- (14) 「特定技術」とは、第3条第3項に定義される技術をいう。

第2条 (利用許諾の内容)

- 1 乙は、甲に対し、乙が権限を有し、かつ本契約に定める範囲内で、本契約有効期間中、ソフトウェア・プロダクトにつき、別紙2に規定のソフトウェア・プロダクトの構成物に応じた権利許諾の内容の範囲で、全世界、非独占、再許諾不能、譲渡不能の権利を無償で許諾する。
- 2 甲は、本プログラム、ドキュメントおよび本出力ファイルを、甲の製品に用いる目的のみ、前項の権利を行使することができる。
- 3 甲は、前二項の権利の行使に係る業務を甲の委託先に委託する場合は、乙の事前の書面による承諾を得るものとし、甲は、本契約にて定められた甲の義務と同等の義務を当該委託先に対して課し、遵守させ、当該の甲の委託先の義務違反について甲が一切の責任を負うことの条件として、当該委託先に対しプログラムプロダクト、ドキュメント、および本出力ファイルを使用させることができる。
- 4 本条において明示的に許諾されているものを除き、乙は、本契約に基づき甲に対し何らの権利も許諾するものではない。本条に基づき許諾された範囲を超える権利の許諾を甲が希望する場合には、甲および乙は、別途協議のうえ新たに契約を締結するものとする。

第3条 (利用許諾にかかる甲の義務)

- 1 甲は、バイナリ形式で提供されたソフトウェア・プロダクトにつき、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルその他の解析行為を行ってはならない。
- 2 甲は、前条に基づき本プログラム、ドキュメントおよび本出力ファイルの複製が認められている場合、当該本プログラム、ドキュメントおよび本出力ファイルに施されているのと同一の著作権その他の知的財産権に係る表示を当該複製物にも付すものとし、当該表示を消去、書換、追記または改ざんしてはならない。
- 3 甲は、ソフトウェア・プロダクトの利用に関し、付則に定める追加条項において特別な定めがある場合には、本契約の他の条項に加えて、これを遵守しなければならない。追加条項の定めと本契約の他の定めが抵触する場合、追加条項の定めを優先する。なお、追加条項において、甲が乙または第三者からのライセンスの取得を求められている場合、甲は、当該ライセンスを適切に取得し、本契約有効期間中、その有効性を維持するものとする。
(以下、追加条項において乙または第三者保有の技術の利用に関するライセンスの取得が求められている技術を「特定技術」という。) ソフトウェア・プロダクトに対応する追加条項は、別紙1第1項にて規定する。

- 4 甲は、オープンソースソフトウェアを使用する場合であっても、本契約に定める甲の義務が有効に存続することを理解し、オープンソースソフトウェアの利用条件の拘束をうけて、本プログラム、ドキュメントおよび本出力ファイルが第三者への開示・再実施許諾等の対象とならないよう、必要な措置をとらなければならない。
- 5 甲は、サンプルプログラム、サンプルモデルおよび実機用Cソースを、甲の製品に搭載した形態以外の形態で甲の顧客に提供してはならない。また、甲は、甲の顧客に対し、甲の製品に搭載したサンプルプログラム、サンプルモデルおよび実機用Cソースを逆アセンブル、逆コンパイル、改変、解析および複製させないよう必要な処置を講ずる。
- 6 甲は、本契約で明示的に許諾されている場合を除き、本プログラム、ドキュメントおよび本出力ファイルを使用、複製、改変、頒布し、または再利用許諾その他の処分をしてはならない。

第4条 (権利の帰属等)

- 1 本契約は、本プログラム、ドキュメントおよび本出力ファイルに関する著作権その他の知的財産権を甲に移転するものではない。
- 2 本契約に明示的に定める場合を除き、第2条に基づき甲がなしたサンプルプログラムおよびサンプルモデルの改変部分に係る著作権その他の知的財産権は甲に帰属するが、乙が提供したサンプルプログラムおよびサンプルモデルに係る著作権その他の知的財産権は、乙または乙のライセンサーに留保されるものとする。

第5条 (特定技術の取扱い)

- 1 第2条および本契約のいかなる規定にもかかわらず、乙は、特定技術について、本契約に基づき甲に対し、何らの権利も許諾するものではなく、商品性および特定目的との合致に関する保証ならびに第三者の権利を侵害しないことの保証を含め、いかなる保証も行うものではない。
- 2 特定技術について、甲が、第3条第3項に定めるライセンスを取得もしくは維持していないこと、または当該ライセンス条件に違反したことに関連して、乙に損害が生じた場合(乙が特定技術の権限を有する第三者から請求等を受けた場合を含む。)、甲は、甲の責任と費用においてこれを解決するものとし、乙が被った損害を賠償するものとする。

第6条 (無保証)

- 1 ソフトウェア・プロダクトは、現状有姿にて甲に提供されるものとする。乙は、本プログラム、ドキュメントおよび本出力ファイルに関し、商品性、特定目的との合致および機能性その他の品質に関する保証、その使用結果についての保証ならびに特定技術および第三者の所有する知的財産権その他の権利の非侵害の保証を含め、明示たると黙示たるとを問

わざ、甲に対しいかなる保証も行うものではなく、甲による本プログラム、ドキュメントまたは本出力ファイルの利用に関し、いかなる責任も負わない。

- 2 乙は、本契約に基づきいかなるサポートを甲に対し提供しない。

第7条 (紛争解決)

- 1 第2条に基づき甲に許諾された権利の行使に関する連絡で、甲が第三者から著作権その他の知的財産権の侵害その他を理由とする請求等を受けた場合であっても、乙は、当該請求等に関しいかなる責任も負わない。
- 2 甲は、ソフトウェア・プロダクト、本出力ファイルに関する権利の有効性、侵害または侵害のおそれに関する何らかの訴訟等の存在を知ったときは、速やかにその旨を乙に通知する。
- 3 甲は、甲によるソフトウェア・プロダクトの使用又は本契約の違反に起因又は関連して生じる請求、訴訟、損害、責任、和解金、費用（弁護士費用その他の訴訟費用を含むがその限りでない）、および請求権から、乙及び乙の子会社（その役員及び従業員を含む）ならびにそのライセンサーを防御、免責するとともに、補償するものとする。

第8条 (責任の制限)

- 1 本契約のいかなる規定にもかかわらず、乙は、サンプルプログラム、サンプルモデルおよび特定技術に関しては、本契約に基づき何らの責任を負わない。
- 2 本契約に明示的に定める場合を除き、乙は、本プログラム、ドキュメント、本出力ファイルおよびこれらの利用に関して、甲に対し何ら責任を負わないものとする。

第9条 (秘密保持)

- 1 甲は、本契約により知り得た乙の業務上の秘密のうち、秘密である旨の明示があるもの（以下「秘密情報」という。）については、自己の保有する類似の情報に用いるのと同等の注意（ただし、善良な管理者の注意を下回らないものとする。）をもって管理を行うものとし、事前の書面による乙の承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならず、本契約を履行する目的以外のために秘密情報を使用してはならない。なお、秘密情報が口頭または、映像で開示された場合には、乙は、開示の時に秘密である旨の指定をし、開示後30日以内に当該秘密情報の開示場所、開示日時および開示内容を簡潔に記載し、秘密である旨の明示をした書面を甲に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、本契約における秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 当該情報を秘密情報として取り扱わない旨の事前の書面による乙の承諾を得た情報。

- (2) 受領した際、既に自ら所有していた情報。
 - (3) 第三者から守秘義務を課せられることなく正当に入手した情報。
 - (4) 受領した際、既に公知であった情報。
 - (5) 甲の責によらないで公知になった情報。
 - (6) 乙から受領した秘密情報によることなく甲が独自に開発した情報。
- 2 本プログラム、ドキュメントおよび本出力ファイルは、秘密である旨の表示等の有無にかかわらず、乙の秘密情報として取り扱われるものとする。
- 3 第1項の義務は、本契約の有効期間中および本契約終了後5年間有効とする。ただし、甲が前二項に基づき本プログラム、ドキュメントおよび本出力ファイルについて負う義務は、無期限に有効とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、甲は、法令上または政府機関もしくは裁判所から秘密情報の開示を要求され、これを拒む合理的な理由がない場合、当該開示を行うことができる。ただし、甲は、かかる開示要求を受けた場合、直ちに乙に通知し、開示される情報を必要最小限の範囲に留めるよう合理的な努力を払わなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、甲は、甲の子会社（甲がその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有する会社をいい、以下同じ。）に対し、本契約の履行のために合理的に必要な範囲内で、乙から開示を受けた秘密情報を開示することができる。また、甲は、第2条第3項に基づく委託先に対し当該委託業務の履行のために必要な範囲内で、乙から開示を受けた秘密情報を開示することができる。この場合、甲は、当該甲の子会社および当該委託先に対して、それぞれ本条に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課し、これを遵守させ、当該義務の履行につき一切の責任を負うものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、乙は、乙の子会社（乙がその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有する会社をいい、以下同じ。）に対し、本契約の履行のために合理的に必要な範囲内で、甲から開示を受けた秘密情報を開示することができる。また、乙は、乙の代理店に対し、本契約の履行のために合理的に必要な範囲内で、甲から開示を受けた秘密情報を開示することができる。この場合、乙は当該乙の子会社および当該乙の代理店に対して、それぞれ本条に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課し、これを遵守させ、当該義務の履行につき一切の責任を負うものとする。

第10条 (輸出関連法令の遵守)

- 1 甲は、本契約に基づき乙から開示または提供された秘密情報、乙の半導体製品、本プログラム、ドキュメント、本出力ファイル、関連技術その他一切の情報およびその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管もしくは使用等の目的、軍事用途の目的またはその他の国際的な平和および安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に輸出、販売、譲渡、賃貸または利用許諾したり、またそのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしないこととする。

- 2 甲は、本契約に基づき乙から開示または提供された秘密情報、乙の半導体製品、本プログラム、ドキュメント、本出力ファイル、関連技術その他一切の情報およびその複製物を輸出、販売、譲渡、賃貸または利用許諾等する際は、「外国為替及び外国貿易法」およびその関連法規ならびに適用となる輸出管理に関する法令および規則に定められた必要な手続をとるものとする。

第11条 (反社会的勢力（暴力団等）の排除)

- 1 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく本契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 甲が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して、「暴力団等」という。）である場合。
 - (2) 甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団等である場合。
 - (3) 甲または甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団等への資金提供を行った場合、または暴力団等と密接な交際がある場合。
 - (4) 甲または甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、威迫的犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された場合、またはかかる行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者とかかわり、つながりのある者である場合。
 - (5) 甲が、本契約の履行のために契約する者が前四号のいずれかに該当する場合。
 - (6) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
 - (7) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。
 - (8) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙の名誉や信用等を毀損し、またはそのおそれのある行為をした場合。
 - (9) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙の業務を妨害し、またはそのおそれのある行為をした場合。
- 2 乙が前項の規定により本契約の全部または一部を解除した場合には、甲に損害が生じてもこれを一切賠償しない。

第12条 (契約の解除)

- 1 乙は、甲に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、何らの催告を必要とすることなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行手続開始、担保権実行手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき、また

は清算手続に入ったとき。

- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 監督官庁から営業の取り消しまたは停止の処分を受けたとき。
- (5) 本契約の条項の一に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通知を受領後 15 日以内にこれを是正しないとき
- (6) 合併、会社分割等により契約上の地位に変更があった場合。ただし、事前に書面による乙の承諾を得た場合にはこの限りではない。

第13条 (契約の有効期間)

本契約は、甲が本契約所定の条件に合意した日から1年間とする。ただし、期間満了3ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約の終了に関する意思表示がないときは更に1年間これを延長するものとし、その後の期間満了ごとにこの例による。

第14条 (契約終了後の取り扱い)

- 1 解除、期間満了その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合、甲は、直ちに甲（甲の委託先も含む。）による本プログラム、ドキュメントおよび本出力ファイルの使用を中止し、当該終了の日から1ヶ月以内に、次の各号に定める措置を取るものとする。
 - (1) 本プログラム、ドキュメント、本出力ファイルおよびこれらに関する技術情報、秘密情報およびそれらの複製物を完全に破棄、破碎し、以後一切の利用および第三者への提供をしないものとする。
 - (2) 前号に基づき破棄、破碎を実施したことを証明する書面を乙に提出する。
- 2 いかなる理由による本契約終了後も、本契約第3条（利用許諾にかかる甲の義務）、第4条（権利の帰属等）、第5条（特定技術の取り扱い）、第6条（無保証）、第7条（紛争解決）、第8条（責任の制限）、第9条（秘密保持）、第10条（輸出関連法令の遵守）、第11条（反社会的勢力（暴力団等）の排除）第2項、本条（契約終了後の取扱い）、第16条（譲渡の禁止）ならびに第17条（準拠法および専属的合意管轄裁判所）は、適用対象事項が消滅するまで効力を有するものとする。

第15条 (不可抗力)

甲または乙が天災地変その他の不可抗力のため、本契約に定められた義務を履行することができない場合は、当該甲または乙は、相手方に対し債務不履行の責任を負わないものとし、その対応については、甲乙協議のうえ最善の措置を講じるものとする。

第16条 (譲渡の禁止)

甲は、事前の書面による乙の承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に対し、有償無償にかかわらず譲渡し、貸与し、引き受けさせ、または担保に供することはできない。

第17条 (準拠法および専属的合意管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因する全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条 (協議)

甲および乙は、本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈について生じた疑義については、誠意をもって協議し、解決するものとする。

付則

追加条項-1

MathWorks製ソフトウェアに関する追加条項

ソフトウェア・プロダクトの使用にあたっては、下記に記載の全てのMathWorks製ソフトウェアのライセンスを有していること。

- MATLAB, MATLAB Coder, Simulink, Simulink Coder, Embedded Coder

追加条項-2

C S+に関する追加条項

ソフトウェア・プロダクトの使用にあたっては、下記に記載の乙製ソフトウェアのライセンス(有償、無償を問わない。)を有していること。

- 統合開発環境 CS+

追加条項-3

e² studioに関する追加条項

ソフトウェア・プロダクトの使用にあたっては、下記に記載の乙製ソフトウェアのライセンス(有償、無償を問わない。)を有していること。

- 統合開発環境 e² studio

以上

別紙1 :**1. ソフトウェア・プロダクト**

ソフトウェア・プロダクト名称	追加条項の指定
[Embedded Target for RA, RL78, RX Family]	追加条項-1、 追加条項-2、 追加条項-3

2. 乙の半導体製品：RXファミリ／RL78ファミリ／RAファミリ マイクロコントローラ

以上

別紙2：

1. ソフトウェア・プロダクトの構成物等

構成物	ファイル形式	ファイル名または格納場所
(a) ツールプログラム	バイナリ形式	etフォルダ下のファイル全て
	ソースコード形式	et¥includeフォルダ下のファイル全て
(b) ドキュメント	PDF形式	docフォルダ下のファイル全て
(c) サンプルプログラム	ソースコード形式	et¥renesas_rtiostream_define.tlc
(d) サンプルモデル (Simulinkモデル)	ソースコード形式	smpフォルダ下のファイル全て

2. ソフトウェア・プロダクトの権利許諾の内容

- (1)サンプルプログラムおよびサンプルモデルを複製し、改変する権利
- (2)ツールプログラムを複製し、MathWorks製ソフトウェアをインストールしたパーソナルコンピュータ上で実行し、使用する権利。
- (3)甲の製品に搭載する甲のソフトウェアの評価を目的として、前項のパーソナルコンピュータおよび甲の製品の評価環境上で、サンプルプログラムおよびサンプルモデル ((1)に基づき改変したものを含む。以下同じ。) およびツールプログラムの実行に基づき生成された評価用Cソースおよび実機用Cソースを使用する権利
- (4)甲の製品に搭載した形態で、サンプルプログラム、サンプルモデルおよび実機用Cソースを頒布する権利
- (5)前(1)乃至(4)記載の権利を行使するために合理的に必要な限度で、ドキュメントを記憶、転送、表示、複製または印字し、使用する権利

以上

別紙3：本出力ファイル

(1) 評価用Cソース

- `ecpils_main.c`
- `ecpils_rtiostream.c`
- ‘`ecpils_main.c`’、‘`ecpils_rtiostream.c`’に関連するヘッダファイル

(2) 実機用Cソース

- `Is_PEID_wrapper.c`
- `Is_PEID.c`
- ‘`Is_PEID_wrapper.c`’、‘`Is_PEID.c`’に関連するヘッダファイル

以上